

令和8年度茨木市交通安全功労者表彰の候補者の募集について

「交通事故をなくす運動」茨木市推進本部

1. 表彰について

本表彰制度は、茨木市内における交通安全の確保及び交通安全思想の普及に貢献し、顕著な功績のあった個人又は団体の主体的な取組を称えることにより、地域における交通安全活動の更なる活性化と市民の交通安全意識の向上を図ることを目的としています。

茨木市内で交通安全活動に取り組んでおられる方や団体、事業者の方がいらっしゃるいましたら、自薦・他薦は問いませんのでぜひご応募ください。

2. 推薦募集期間

令和8年7月15日（水）から8月7日（金）まで

3. 表彰の範囲（対象）

茨木市内に活動拠点を置き、地域における交通安全の確保又は交通安全思想の普及のために継続的かつ主体的な実践活動を行い、特に顕著な功績があったと認められる個人又は団体（各地域において活動されているテーマ型の地域組織、企業、事業者、社会福祉法人、NPO法人及び市民活動団体、自治会、PTA、交通安全協会支部等）とします。

4. 表彰の基準（功績）

以下の全ての要件を満たす個人又は団体を表彰の対象とします。

- (1) 地域に根差した実践的な交通安全活動を継続的に行い、その活動が地域住民の交通安全の確保または交通安全思想の普及に顕著な成果をもたらしていること。
- (2) 原則として、概ね2年以上の活動歴があり、活動が特定の期間に限られず年間を通じて行われていること。
- (3) 活動内容に創意工夫が見られ、地域社会の模範となること。

5. 推薦の応募方法

所定の推薦書（様式第1号）及び、推薦名簿（個人「様式第2号の1」又は団体「様式第2号の2」）に推薦候補者の活動概要（名称、活動期間、頻度、参加人数、具体的な取組内容、成果等）、表彰歴等をご記入の上、①電子申請システム（Logoフォーム）、②メール、③郵送又は④直接、事務局（茨木市建設部交通政策課）までご提出ください。

様式は茨木市のホームページからもダウンロードしていただけます。

<https://www.city.ibaraki.osaka.jp/kikou/kensetsu/koutsuseisaku/menu/koutuannzennnituite/69605.html>

ページ ID:69605

また、活動実績が分かる資料や写真等がございましたら、合わせてご提出ください（様式は問いません）。

※推薦数は、各推薦主体につき、原則として1名又は1団体以内でお願いします。

【提出先】

①電子申請システム：下記リンク又は二次元コードから入力

（インターネット用）<https://logoform.jp/f/p5m9K>

（LGWAN 用）<https://tb.logoform.st-japan.asp.lgwan.jp/f/p5m9K>



②メー ル：kotsuseisaku@city.ibaraki.lg.jp

③郵 送：〒567-8505 茨木市駅前三丁目8番13号

「交通事故をなくす運動」茨木市推進本部事務局（茨木市建設部交通政策課）宛

④直接持参：茨木市役所 南館4階 交通政策課窓口

6. 表彰対象者の決定について

提出いただいた推薦内容は、事務局が設置する選考委員会で厳正に審査されます。

必要に応じて、現地調査や関係者への聞き取りを行う場合があります。

表彰対象者は、選考委員会の審査結果に基づき「交通事故をなくす運動」茨木市推進本部長（茨木市長）が決定します。

7. 表彰について

表彰対象者として選ばれた方又は団体の代表者の方に、「交通事故をなくす運動」茨木市推進本部長（茨木市長）から表彰状をお渡しします。

表彰式は、令和8年9月27日（日）開催予定の「いばらき交通安全大会」（会場：茨木市文化・子育て複合施設「おにクル」）で行います。

8. 表彰の対象外となる場合

以下のいずれかに該当する個人または団体は、原則として本表彰の対象外となります。

- (1) 過去に同種の表彰（茨木市及び茨木市教育委員会が実施する表彰、大阪府交通対策協議会交通安全功労者表彰、内閣府交通安全功労者表彰等）を受けている個人又は団体。ただし、前回表彰時よりも著しく顕著な功績があったと認められる場合は、この限りではありません。
- (2) 営利を主たる目的とする活動を行う個人又は団体
- (3) 法令または公序良俗に反する活動を行っている個人又は団体

【お問合せ先】

「交通事故をなくす運動」茨木市推進本部
事務局（茨木市 建設部 交通政策課）

電話番号：072-647-2916（直通）

Eメール：kotsuseisaku@city.ibaraki.lg.jp